

生 企 乙 達 第 6 9 号
平 成 2 2 年 8 月 1 7 日

警 察 署 長 殿

主	00	01	10	160	1 0 年
他	00	01	10	160	1 年

石 川 県 警 察 本 部 長

平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に適用される外装の外部突起に係る保安基準の適用期間の猶予について

- 対号1 平成18年6月13日付け生企乙達第55号「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱いについて」の一部改正の手続きについて（通達）
- 対号2 平成20年10月27日付け生企乙達第79号「平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に青色回転灯を装備する際の留意事項及び関係団体に対する同留意事項の周知」について（通達）

乗用車の外装の外部突起に係る保安基準については、平成13年に改正され、平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に適用されることとされたところである。

これを受け、各署にあっては、「平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に青色回転灯を装備する際の留意事項及び関係団体に対する同留意事項の周知」について（平成20年10月27日付け通達）により、関係団体に対し、平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に装備する青色回転灯については、平成13年に公布された改正後の保安基準に適合した青色回転灯を装備しなければならない旨を周知しているところであるが、平成22年3月29日、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」が一部改正され、同保安基準の適用が平成29年3月31日まで猶予された。

このため、各署にあっては、関係団体に対し、平成21年1月1日以降の新車（乗用車）に青色回転灯を装備する場合は、

- 猶予期間である平成29年3月31日までの間は、改正後の保安基準に適合していない青色回転灯であっても装備が可能であること
- 平成29年4月1日以降は、猶予期間が終了するため、平成21年1月1日以降の新車（乗用車）には、改正後の保安基準に適合した青色回転灯を装備しなければならないこと

を周知されたい。

(参 考)

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」【2010. 3. 29】

(車枠及び車体)

第22条 車枠及び車体の強度、取付方法等に関し、保安基準第18条第1項第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- 二 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車をけん除く。）にあつては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」（以下、本条において「外装基準」という。）に定める基準に適合するものであること。ただし、平成29年3月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。

二 二輪自動車のサイドスタンド、キックアーム等は、通行人の被服等を引掛けるおそれのない構造であること。

三 外装基準の適用を受けない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、キャブ後面とけん荷台前部の間に荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。

四 前号までの規定によるほか、車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

3 (以下省略)

(車枠及び車体)

第100条 車枠及び車体の強度、取付方法等に関し、保安基準第18条第1項第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- 二 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。
- 三 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車は直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。

二 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛けん直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取り付けられているもの

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

イ エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(鉛直線と母線のなす角度が30°である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡(以下「フロアライン」という。)より下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあつては、この限りでない。

ロ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60ショア(A)

以下のとき、又は角部の高さが5 mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径100 mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm 以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

ハ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

ニ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mm を超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にある場合又はウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあつては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

ホ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

二 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又は又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。

一 バンパの端部であつて、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。）であつて、車体等その他基部から突出量が5 mm 以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm 未満である突起物を有するもの

（次に掲げるものを除く。）

イ 後写鏡

ロ 牽引装置

- ハ 高さ2.0m を超える部分
 - ニ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
 - ホ 直径100mm の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分
 - ヘ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40mm 以下のもの
 - ト 突起物の硬さが60 ショア (A) 以下のもの
 - チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品
 - リ 車輪の回転部分
 - ヌ ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10 分の1 以上の値の曲率半径を有するもの
 - ル 自動車の側面に備えるデフレクターの端部
 - ヲ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部
 - ワ 先端を除くアンテナのシャフト
 - カ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
 - コ 法第75 条の2 第1 項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 三 乗車定員が10未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの
- 四 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの
- 五 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
- 六（以下省略）

(車枠及び車体)

第178条 車枠及び車体の強度、取付方法等に関し、保安基準第18条第1項第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- 二 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。
- 三 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車が進進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの

二 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取り付けられているもの

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

イ エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であつて、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(鉛直線と母線のなす角度が30°である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡(以下「フロアライン」という。)より下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあつては、この限りでない。

ロ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60ショア(A)

以下のとき、又は角部の高さが5 mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径100 mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm 以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

ハ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

ニ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mm を超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にある場合又はウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあつては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm 以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

ホ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

二 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。

一 バンパの端部であつて、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。）であつて、車体等その他基部から突出量が5 mm 以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm 未満である突起物を有するもの

（次に掲げるものを除く。）

イ 後写鏡

ロ 牽引装置

- ハ 高さ2.0m を超える部分
- ニ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
- ホ 直径100mm の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分へ空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40mm 以下であるもの
- ト 突起物の硬さが60 ショア (A) 以下のもの
- チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品
- リ 車輪の回転部分
- ヌ ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10 分の1 以上の値の曲率半径を有するもの
- ル 自動車の側面に備えるデフレクターの端部
- ヲ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部
- ワ 先端を除くアンテナのシャフト
- カ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- コ 法第75 条の2 第1 項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 三 乗車定員が10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの
- 四 乗車定員が10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの
- 五 乗車定員が10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
- 六 (以下省略)

「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規則の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」【2008. 10. 15】

(車枠及び車体)

第十五条 平成二十年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十八条第一項、第二項及び第四項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第二十二條第一項から第八項まで及び第十項、第百條第一項から第九項まで、第十二項及び第十三項並びに第七十八條第一項から第八項まで及び第十項の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車の車枠及び車体は、次の基準に適合しなければならない。

イ～ロ (省略)

ハ 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

ニ (以下省略)